

2018年9月

当座勘定をご利用のお客さまへ

あすか信用組合

「当座勘定規定」一部改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当組合に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

2018年10月9日（火）より、全銀システム（内国為替）の稼働時間が拡大されることとなり、平日夜間、土・日・祝日にも振込が可能になります。（注）

これを踏まえ、この度当組合では「当座勘定規定」に入金時限（15時）を明記する改定を行いますので、お知らせいたします。この改定により、現在のお取扱いには何ら変更はございません。

なお、このお取扱いはすでにお取引いただいているお客さまにも適用されます。

敬具

記

【当座勘定規定の改定内容】

（改定日 2018年10月9日）

改定前	改定後
第9条（支払の範囲） （1） 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。 （2） 手形、小切手の金額の一部支払はしません。	第9条（支払の範囲） （1） 同左 （2） <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当組合は責任を負わないものとします。</u> （3） 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

（注）当組合オンラインシステムでは、決済資金明確化のため、平日営業時間終了後～翌0：00までの間、当座預金への振込入金は原則として受付いたしません。

以上